部活動について

（令和８年４月一部改訂）

北海道中札内高等養護学校　生徒指導部

部活動（余暇活動）に関する方針（押さえ）について

１　目　的

①学校生活に対する意欲を高め、余暇を有効に使い、工夫や努力をする中で自己表現を育みながら生涯学習に繋げる。

②本校生徒が学校の枠を超え、他校の生徒及び地域との交流活動への参加が出来る環境を整える。

③余暇活動を充実させ、健康の保持促進、豊かな人間関係つくり及び趣味や興味の発見を目指す。

２　部活動（余暇活動）に関わる活動方針

①自ら進んで活動することによって、意欲や態度を育てる。

②活動を通して人間関係を深め、社会性を育てる。

③スポーツや文化活動を楽しむことで、卒業後も積極的に運動や文化を生活に取り入れ、趣味や特技を継続して楽しむなどの気持ちを育てる。

３　部活動組織について

（１）顧問会議

①部活動（部活・舎余暇）、運営に関する内容を協議する。

②部活動の規約の改正などの重要事項について協議する。

③構成は、生徒指導主事、生徒指導部担当係、寮務主任、生活部担当係、各部代表顧問、（事務担当係）とする。

（２）部活動（余暇活動）担当係（以下係という）

①生徒指導部と生活部に担当係を置く。

②顧問会議の運営など、必要に応じて召集する。

③活動日の集約、部員の把握、予算調整、連絡調整（教務・舎務）、職員会議での連絡を行う。

４　その他

（１）校長は、「活動方針」及び「相談・要望、窓口」の担当（教頭）、連絡先（学校の電話番号及びアドレス）を学校のホームページに掲載する。

（２）本校の部活動（余暇活動）の位置付けは、教務で行う。部活動の運用に関しては、「課外活動の部」として位置付ける。

１　部活動に関して

（１）部活動顧問について

①部活動顧問は、本校職員とする。外部の指導者やコーチは顧問にはなれないが、顧問の手伝いとしてはそれを妨げない。

②各部活動は、次年度へ引継ぐためにも複数の顧問で担当することとする。

③基本的に指導経験や専門性は不問とし本校職員であれば顧問（一部命課）となることができる。

（２）部活動設置について

①新規部活動は、希望生徒の申し出、またはそれを指導する顧問の申し出により、生徒指導部が中心となり職員会議で協議し、校長が適当と認めた場合に設置することができる。ただし、新規部活動に関しては、１年間（年度途中であれば、その年度の終わりまで）は同好会（予算なし）として活動し、その内容を見て次年度より部活動（予算あり）への昇格を生徒指導部、顧問会議で協議し、職員会議に提案する。

②部の名称変更、活動内容の拡大・縮小に関しては、生徒指導部、顧問会議で協議し、職員会議で提案して、校長が適当と認めた場合、可能とする。

③部活動の構成は、原則として学年・学級を区別しない。ただし、加入生徒の実態や活動の特性によってはこの限りではない。

④部活動の生徒数は、活動の特性や施設・用具などの条件を考慮したうえで顧問が決定することができる。

⑤部活動の顧問が何らかの理由で不在となった場合、及び生徒が活動不可能となった場合は、生徒指導部の協議によって該当部活動の廃部、または活動休止とする。

⑥部の設置については、将来的な見通しを持って「部活動の目的」を達成できるものになるよう十分配慮する。

⑦生徒からの要望がある場合には、係が窓口となる。

（３）入部・退部について

①「入部の前提条件」

ア　学校生活、寄宿舎生活をおろそかにしない。

イ　学校・寄宿舎生活のしおりなどの約束、規則（日常生活、友人関係、礼儀、役割等）を守ることができる。

ウ　上記ア、イを生徒が守れるよう、学級及び部内での指導を行う。

②「入部（未加入生徒）」

ア　希望生徒と保護者が様式により申し出たものを学級担任、舎室担当、顧問が協議し、承認した場合に入部を許可する。

イ　年度途中での入部希望者は、学級担任、舎室担当、顧問と協議し、承認した上で入部を可能とする。

③「複数の部活への入部（既存部活動所属済み生徒）」

ア　２つの部活動に入部することは認めない。
ただし、特別な事情がある場合には学級担任、舎室担当、顧問、生徒指導部・生活部の担当係が協議し、職員会議に提案・承認を得れば可能となる場合がある。また、放課後エクササイズに関してはこの限りではない。

④「退部について」

ア　退部をする際には、該当生徒、保護者、学級担任、舎室担当、顧問などが十分に話し合った上で、適切な理由を様式に記入した場合に退部を認める。

（４）本入部までの流れについて

①部活動見学、体験について

ア　年度始めに、体験、見学日を設定する（連休前後２週間程度・連休後入部届け提出）。

イ　見学、体験日については、係が教務部と連携し設定する。

ウ　見学、体験日の他、申し出により随時係が対応し行う。

②見学方法について

ア　係が設定した日に行う。

③本入部について

ア　上記（３）―②、（３）－③に従い手続きを行う。

イ　継続して同じ部活動に所属する場合も、毎年新学期に入部手続きを行う。

（５）活動形態について

①活動日について

ア　活動日については、部活動顧問が活動につける平日（月～金）、寄宿舎行事がない場合の活動とする。金曜日については、多数の残舎生がいる場合や土曜日登校がある場合の活動とする。

イ　対外試合日や長期休業中などの活動に関しては、校長の許可を得て活動する。

ウ　活動日には、部活動に所属している生徒の学級担任が生徒の意志や体調を考慮し参加できない場合は部活動顧問へ連絡する。部活動顧問はその連絡を受け寄宿舎へ当日の参加（出欠）状況を伝える。上記の流れ（学級担任～部活顧問～寄宿舎）に間に合わない場合は、学級担任が責任を持って部活動顧問と寄宿舎へ連絡をする。

②活動時間について

ア　活動時間は、寄宿舎の日課などを考慮し、寄宿舎には 16 時 50 分までに到着できるようにする。この時間以外での活動に関しては、顧問会議にて協議し、活動時間変更届を提出し設定することとする。

イ　生徒の体調や学校生活・寄宿舎生活の状況を十分考慮し、無理のない日数・活動時間を設定する。

③活動場所について

ア　活動場所は、顧問会議で指定した場所を利用する。

イ　活動場所に変更などがあれば、該当顧問が関係する顧問と調整し互いの活動を保証できるようにする。

ウ　校地から離れて活動する場合には、校長の許可を得て活動する。

④活動に関すること

ア　顧問が活動日に不在の場合は、原則として活動できないものとする。ただし、代わりの指導者（本校職員）が活動につける場合はその限りではない。

イ　活動にあたり、部活動顧問は年間計画を作成し計画的に活動する。

ウ　部活動顧問は、年度当初に部員名簿を作成し係へ提出する。

エ　顧問は、部活動に関する生徒を１３時３０分（寄宿舎引継ぎ時間）までに寄宿舎日直職員に連絡する（舎監を通して連絡も可）。

⑤大会参加について寄宿舎との連携

ア　学校外での行事（大会）で帰省帰舎にかかわる場合は、欠食などの予定をたてるため、３週間前には連絡する。

イ　大会要項が届き次第（保護者に大会参加案内を配布する前に）、寮務主任と生活部長に連絡する。

ウ　大会参加については原則として保護者の送迎とし、基本的に残舎はできない。

エ　大会参加生徒の集約確認後、寄宿舎生活部に連絡する。

オ　大会出場の日程決定後、舎務会議にて連絡する。

（６）部活動の運営費について

ＰＴＡ文化体育費、中札内高等養護学校援護会より一部支出し、年度初めに生徒指導部より各部活動に分配する。不足分については、所属部員から徴収し、単年度で決算報告等をすることとする。

（7）行事に関すること

①各部活動は、校長の認めた校外行事（試合、発表会など）に学校の代表として参加することができる。

②校外行事への参加の場合、必要に応じ傷害保険などに加入する。

③校外行事への参加は年間計画に明記することとする。係・事務で協議し校長の許可を得たものについて、別紙「対外出場に関する規定」に則り、出場費・遠征旅費の一部を補助する。

（8）施設・用具について

①学校教育活動に支障がない範囲で、学校施設を利用することができる。ただし、活動中に破損や紛失した場合は、各部活動の顧問が修理等、責任を持って進める。

②施設・用具の使用にあたっては、顧問が責任を持って管理すること。

③複数の部活動において、施設・用具の使用が重なる場合は、顧問間で調整し活動に支障がでないように配慮する。

（9）事故・傷害について

①事故や傷害が起こらないように十分配慮し、活動中は必ず顧問が活動場所にいるものとする。

②活動中、事故・傷害が発生した場合は、学校危機管理マニュアル「5　事故（事故による傷病者への対応）」に準ずるものとする。

③保険等に加入する必要性がある場合は、加入手続きを行う（保護者同意の下）。

(10) 金銭管理について

事務室金庫に金銭を保管する際は事務長（事務職員）に告げること。ただし、日常的に金銭を保管することがないようにする。

2　舎務余暇活動について

舎務余暇活動に関しては、学校経営計画（生活部）を参照のこと。

部活動入部までの流れ

生徒指導部

1　入部の前提条件

（1）学校生活、寄宿舎生活をおろそかにしないこと。

（2）学校・寄宿舎生活のしおりなどの約束、規則（日常生活、友人関係、礼儀、役割等）を守ることができること。

2　前年度までの経験生徒（2・3年生対象）について

（1）入部届けは1年ごとに提出すること。ただし、前年度の所属した部活動に関しては入部届けが受理前でも活動することができる。

（2）保護者・担任・舎室担当・部活動顧問の許可（署名）を得ること。

3　新入生・新規入部生徒について

（1）4月下旬から5月上旬の大型連休前後1～2週間ずつを原則、見学・体験日とする。

（2）担任より生徒指導部に部活動見学希望者一覧を提出する。

（3）生徒指導部が見学希望者を集約し、各部活動に振り分け連絡する。

（4）「入部の前提条件」を満たしているか、保護者・担任・舎室担当・部活動顧問が判断し、許可を出す。

（5）『入部届』を各部活動顧問に提出する。

4　部活動見学日集約について

（1）各学級に「部活動見学希望一覧」を配布する。
※締切日は別途指示する。

（2）生徒指導部で集約し、見学日を設定する。

（3）各学級を通して見学日・生徒名簿を生徒に伝える。

（4）見学生徒一覧を部活動顧問に連絡する。

5　見学日（予定）

（1）年度初めに設定する。（別途提示）